特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
16	児童手当又は特例給付の支給に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
大村市は、児童手当又は特例給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるりすくを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
長崎県大村市長

公表日
令和1年6月27日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当又は特例給付の支給に関する事務
②事務の概要	【概要】 児童手当法に基づき、同法で定める者に対して、児童手当又は特例給付の支給に関する事務を行う。 【具体的内容】 ・児童を養育する親等からの認定請求を受け付け、審査を行い「認定」、「却下」を決定し結果を通知 ・受給者から額改定請求を受け付け、審査を行い「認定」、「却下」を決定し結果を通知 ・転出や死亡など住民票の異動に伴う申請を受け、受給資格を消滅 ・児童手当を受給者の口座へ振り込む（年3回（2月・6月・10月）に分けて、4か月分ずつ支給） ・年1回、現況届を受け付け、記入内容を受給者台帳へ登録し、当年度の所得に応じて「児童手当」か「特例給付」かを判定 ・一定期間、現況届の提出がない場合、支払を差し止めし受給者へ通知 ・児童の年齢到達（中学校卒業）に伴い、受給資格消滅又は額改定を行い、受給者へ通知
③システムの名称	児童手当システム、中間サーバー、MICJET番号連携サーバ

2. 特定個人情報ファイル名
児童手当情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○番号法第9条第1項　別表第一 56の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○番号法19条第7号　別表第二 ・特定個人情報の照会 74の項、75の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　40の条 ・特定個人情報の提供 26の項、30の項、87の項 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第19条、第44条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	こども未来部　こども家庭課　〒856-0832　長崎県大村市本町413番地2　電話番号0957-54-9100

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども未来部　こども家庭課　〒856-0832　長崎県大村市本町413番地2　電話番号0957-54-9100

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和1年6月14日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和1年6月14日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査　[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年10月1日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	平成28年10月14日時点	平成29年6月15日時点	事後	
平成29年10月1日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	平成28年10月14日時点	平成29年6月15日時点	事後	
平成29年10月1日	Ⅰ関連情報　5. 評価実施期間における担当部署②所属長	こども政策課長　田下　陽一	こども政策課長　大久保　哲郎	事後	
令和1年6月14日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	平成29年6月15日時点	令和元年6月14日時点	事後	
令和1年6月14日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	平成29年6月15日時点	令和元年6月14日時点	事後	
令和1年6月14日	Ⅰ関連情報　5. 評価実施期間における担当部署①部署②	こども未来部こども政策課 こども政策委課長　大久保　哲郎	こども未来部こども家庭課 こども家庭課長	事前	